

岩手競馬開催実績等について

平成 19 年 5 月 31 日  
財 政 部

平成 19 年度の発売額等について（第 4 回水沢競馬～5/27 まで）・・・ 1 P  
岩手県競馬組合運営協議会の設置について・・・・・・・・・・・・・・ 3 P  
岩手県競馬組合事業運営監視委員会の設置について・・・・・・・・・・ 9 P

## 平成19年度の発売額等について(第4回水沢競馬:~5/27まで)

### 1 発売額の計画達成状況

- 本場・場外、広域委託の減は、圏域の経済状況が上向きでないこと、岩手競馬継続の決定が3月下旬にずれ込んだこと及び街中場外の開設が遅延(4月→6月)していることによる影響。  
→ 継続した広報(テレビ、ラジオ、新聞)の実施、イメージアップの推進、街中場外発売所の開設促進
- 広域委託発売について、5月21日からBAOO三刀屋(島根県雲南市)・宇部(山口県宇部市)での発売開始。  
初日発売額 2,408千円。  
→ 年間 23日程度の発売を計画  
(注)「BAOO」は、(株)日本レーシングサービス(地方競馬全国協会関連会社)が運営する地方競馬共同場外発売所
- インターネット発売は、新設の競馬モール(楽天系、3月から)の会員数が伸び悩み、低調  
→ 現在の会員数 1,000人を、6月に6,000人まで拡大すべくキャンペーン予定

(単位:百万円、%)

区分	本場・場外発売	広域委託発売	インターネット発売	自場発売合計	広域委託発売
計画値	3,916	668	229	4,813	1,507
実績額	3,524	813	174	4,511	1,255
過不足額	▲ 392	145	▲ 55	▲ 302	▲ 252
達成率	90.0%	121.8%	75.7%	93.7%	83.3%

### 2 自場発売実績(4月7日~5月27日(23日間))

- (1) 発売金額 4,511百万円 前年比 95.4% 計画比 93.7%
- (2) 入場者数 93,389人 前年比 127.2%
- (注)「入場者数」は、本場(水沢競馬場)の入場者数

#### (3) 自場発売の状況(前年比)

- 発売額について、昨年度同期が盛岡開催のため、水沢が119.5%、盛岡が77.7%。
- テレトラック種市は大口購入者の来場頻度が減少、テレトラック安代は秋田県からの来場者が減少傾向。
- 広域委託発売は、金沢競馬の開催日変更(日・火→日・月)により、月曜日分の発売額が減少。

(単位:百万円、人、%)

区分	発売額(累計)			入場者数		
	19年度	18年度	前年比(%)	19年度	18年度	前年比(%)
水沢競馬場	1,116	934	119.5%	93,389	73,414	127.2%
盛岡競馬場	681	877	77.7%	77,030	90,411	85.2%
電話投票	41	48	84.1%			
テレトラック宮古	84	84	100.4%	5,717	5,957	96.0%
テレトラック釜石	176	198	88.8%	10,759	11,157	96.4%
テレトラック種市	200	295	67.8%	13,233	14,124	93.7%
テレトラック安代	113	119	94.6%	5,370	5,304	101.2%
県内施設(a)	2,411	2,555	94.4%	205,498	200,367	102.6%
テレトラック横手	315	313	100.6%	88,353	80,206	110.2%
テレトラックつがる	42	44	94.2%			
テレトラック山本	117	125	93.3%	14,247	14,522	98.1%
テレトラック三本木	447	451	99.1%	34,290	36,111	95.0%
テレトラック十和田	131	139	94.6%	20,840	21,893	95.2%
福島場外	34	24	145.6%			
東京場外	27	15	175.1%			
県外施設(b)	1,113	1,111	100.1%	157,730	152,732	103.3%
本場・場外(a+b)	3,524	3,666	96.1%	363,228	353,099	102.9%
広域委託	813	949	85.7%			
インターネット	174	114	152.2%			
計	4,511	4,729	95.4%	363,228	353,099	102.9%

注1 発売金額及び入場者数の前年度比について、同じ延べ日数に当たる開催日(23日目)との比較であること。

2 端数調整等により、計数に異動が生ずる場合があること。

## 岩手県競馬組合運営協議会の設置について

### 1 岩手県競馬組合運営協議会

- (1) 構成メンバー：(構成団体) 岩手県農林水産部長、奥州市副市長、盛岡市副市長  
(競馬組合) 常勤副管理者  
(関係団体) 馬主会、調騎会、厩務員会の会長
- (2) 会長：岩手県農林水産部長
- (3) 所掌事項：・組合の経営状況及び経営改善・改革の検討  
・収支状況を検証し収支均衡を図るための調整
- (4) 開催回数：原則年4回(第1回 4月19日、第2回 6月12日(予定))

### 2 岩手県競馬組合運営協議会部会

#### ① コスト調整部会

- (1) 構成メンバー：(構成団体) 岩手県農林水産部長、奥州市副市長、盛岡市副市長  
(競馬組合) 常勤副管理者  
(関係団体) 馬主会、調騎会及び厩務員会の会長  
(株)アールナック、第一商事(株)、(株)東北映像及び(株)プラスミックの代表者
- (2) 部会長：岩手県農林水産部長
- (3) 所掌事項：コスト調整に関すること。
- (4) 開催回数：必要な都度(第1回 4月19日、第2回 6月5日(予定))

#### ② 経営改善部会

- (1) 構成メンバー：(構成団体) 岩手県農林水産部長、奥州市副市長、盛岡市副市長  
(競馬組合) 常勤副管理者  
(関係団体) 馬主会、調騎会及び厩務員会の会長  
(有識者等) その都度委嘱(地方競馬全国協会企画部次長、全国公営競馬主催者協議会事務局次長、テシオ編集長)
- (2) 部会長：岩手県農林水産部長
- (3) 所掌事項：経営改善に関すること。
- (4) 開催回数：必要な都度(第1回 5月24日)

### 3 岩手県競馬組合運営協議会幹事会

- (1) 構成メンバー：(構成団体) 岩手県農林水産企画室長、奥州市競馬対策室長、盛岡市岩手県競馬組合経営改善対策事務局長  
(競馬組合) 事務局長、経営管理部長、業務部長  
(関係団体) 馬主会、調騎会及び厩務員の役員
- (2) 幹事長：岩手県農林水産企画室長
- (3) 所掌事項：運営協議会に付議する事項及び指示された事項の検討
- (4) 開催回数：原則月1回(第1回 4月19日、第2回 5月8日、第3回 5月30日(予定))

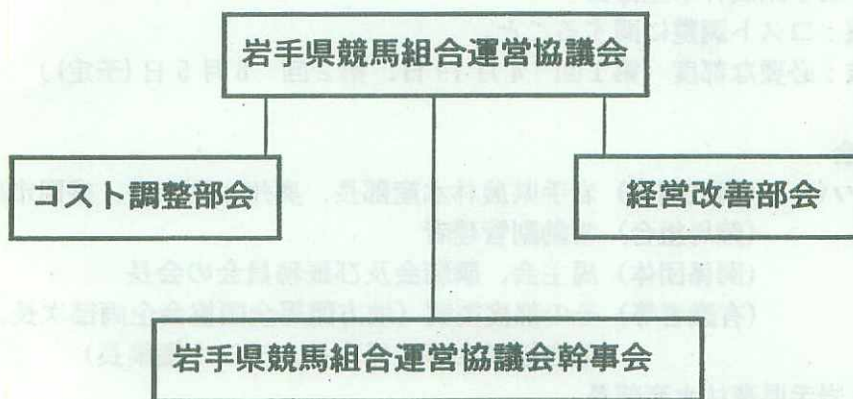
岩手県競馬組合運営協議会による調整スケジュール(基本パターン)

年度 月	平成19年度												平成20年度	
	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月
運営協議会	水沢実績	調整	実行											
			盛岡実績	調整	実行									
					水沢・盛岡実績	調整	実行							
								水沢実績	調整	実行				

※運営協議会は、上記スケジュールを基本とするが、毎月幹事会を開催し検討状況に応じて柔軟に開催する。

運営協議会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
部会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
幹事会	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

【岩手県競馬組合運営協議会の体制図】



## 岩手県競馬組合運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 岩手県競馬組合、構成団体及び競馬関係者が緊密な連携の下に、競馬事業存続に向けて、協議、調整を行うため、岩手県競馬組合運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 協議会の所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 競馬組合の経営状況及び経営改革・改善の検討に関すること。
- (2) 収支状況の検証及び収支均衡を図るための調整に関すること。

### (組織)

第3条 協議会は、会長、副会長及び委員を組織する。

- 2 会長は、岩手県農林水産部長をもって充てる。
- 3 委員は、別表1に掲げる職にある者をもって充てる。

### (会長及び副会長)

第4条 会長は、会務を総理し、会議の議長となる。

- 2 副会長は、会長が指名する委員をもって充て、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

第5条 協議会は、会長が招集し、原則として年4回開催する。

- 2 協議会は、委員の半数以上が出席しなければ開くことができない。

### (部会)

第6条 コストの調整及び経営の改善に関する調査・検討を行うため、協議会にコスト調整部会及び経営改善部会（以下「部会」という。）を置く。

- 2 部会の委員は、別表2に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 部会長は、岩手県農林水産部長をもって充てる。
- 4 部会は、部会長が招集し、主宰する。

### (幹事会)

第7条 協議会に付議する事項及び指示された事項の調査、検討を行わせるため、協議会に幹事会（以下「幹事会」という。）を置く。

- 2 幹事会の委員は、別表3に掲げる職にある者をもって充てる。
- 3 幹事長は、岩手県農林水産企画室長をもって充てる。
- 4 幹事会は、原則として月1回開催するものとし、幹事長が招集し、主宰する。

### (庶務)

第8条 協議会の庶務は、岩手県競馬組合経営管理部経営企画室において処理する。

### (補則)

第9条 この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

### 附則

この要綱は、平成19年4月13日から施行する。

別表1 (第3条関係)

区 分	委 員
構成団体	岩手県農林水産部長 奥州市副市長 盛岡市副市長
岩手県競馬組合	常勤副管理者
関係団体	岩手県馬主会長 岩手県調騎会長 岩手県厩務員会長

別表2 (第6条関係)

区 分	委 員	
	コスト調整部会	経営改善部会
構成団体	岩手県農林水産部長 奥州市副市長 盛岡市副市長	岩手県農林水産部長 奥州市副市長 盛岡市副市長
岩手県競馬組合	常勤副管理者	常勤副管理者
関係団体	岩手県馬主会長 岩手県調騎会長 岩手県厩務員会長 ㈱アールナックの代表者 第一商事㈱の代表者 ㈱東北映像の代表者 ㈱プラスミックの代表者	岩手県馬主会長 岩手県調騎会長 岩手県厩務員会長
学識経験者等		必要な都度委嘱

別表3 (第7条関係)

区 分	委 員
構成団体	岩手県農林水産企画室長 奥州市競馬対策室長 盛岡市岩手県競馬組合経営改善対策事務局長
岩手県競馬組合	事務局長 経営管理部長 業務部長
関係団体	岩手県馬主会の役員 岩手県調騎会の役員 岩手県厩務員会の役員

岩手県競馬組合運営協議会及び幹事会開催スケジュール（予定）

期	競馬開催				幹事会	運営協議会
	場	開催	期	間		
第1期	水沢	第1回	4/7(土)～9(月)	4/14(土)～16(月)	4/19(木) 第1回幹事会	4/19(木) 第1回協議会・部会
	水沢	第2回	4/21(土)～23(月)	4/28(土)～30(月)		
	水沢	第3回	5/3(木)～6(日)	5/12(土)～13(日)	5/8(火) 第2回幹事会	
	水沢	第4回	5/19(土)～21(月)	5/26(土)～28(月)		
				5/30(水) 第3回幹事会		
第2期	盛岡	第1回	6/2(土)～4(月)	6/9(土)～11(月)		6/12(火) 第2回協議会
	盛岡	第2回	6/16(土)～18(月)	6/23(土)～25(月)		
	盛岡	第3回	6/30(土)～7/2(月)	7/7(土)～9(月)	6/28(木) 第4回幹事会	
	盛岡	第4回	7/14(土)～16(月)	7/21(土)～23(月)		
				7/25(水) 第5回幹事会	7/26(木) 第3回協議会	
第3期	水沢	第5回	7/28(土)～30(月)	8/4(土)～6(月)		
	水沢	第6回	8/14(火)～19(日)			
	水沢	第7回	8/25(土)～27(月)	9/1(土)～3(月)	8/23(木) 第6回幹事会	
	盛岡	第5回	9/8(土)～10(月)	9/15(土)～17(月)		
	盛岡	第6回	9/22(土)～24(月)	9/29(土)～10/1(月)	9/20(木) 第7回幹事会	
	盛岡	第7回	10/6(土)～8(月)	10/13(土)～15(月)		
	盛岡	第8回	10/20(土)～22(月)	10/27(土)～29(月)	10/17(水) 第8回幹事会	
					10/31(水) 第4回協議会	
第4期	水沢	第8回	11/3(土)～5(月)	11/10(土)・11(日)		
	水沢	第9回	11/17(土)・18(日)	11/23(金)～25(日)		
	水沢	第10回	12/1(土)・2(日)、8(土)・9(日)、15(土)・16(日)		11/下旬 第9回幹事会	12/上～中旬 第5回協議会
					12/下旬 第10回幹事会	
	水沢	第11回	12/22(土)～24(月)	12/29(土)～31(月)		
水沢	第12回	1/2(水)～6(日)				
水沢	第13回	1/12(土)～14(月)				
第5期	(冬季広域発売)		1/15～3/末		1/下旬 第11回幹事会 2/下旬 第12回幹事会 3/下旬 第13回幹事会	2/下旬 第6回協議会

## 「岩手県競馬組合事業運営監視委員会」の設置について

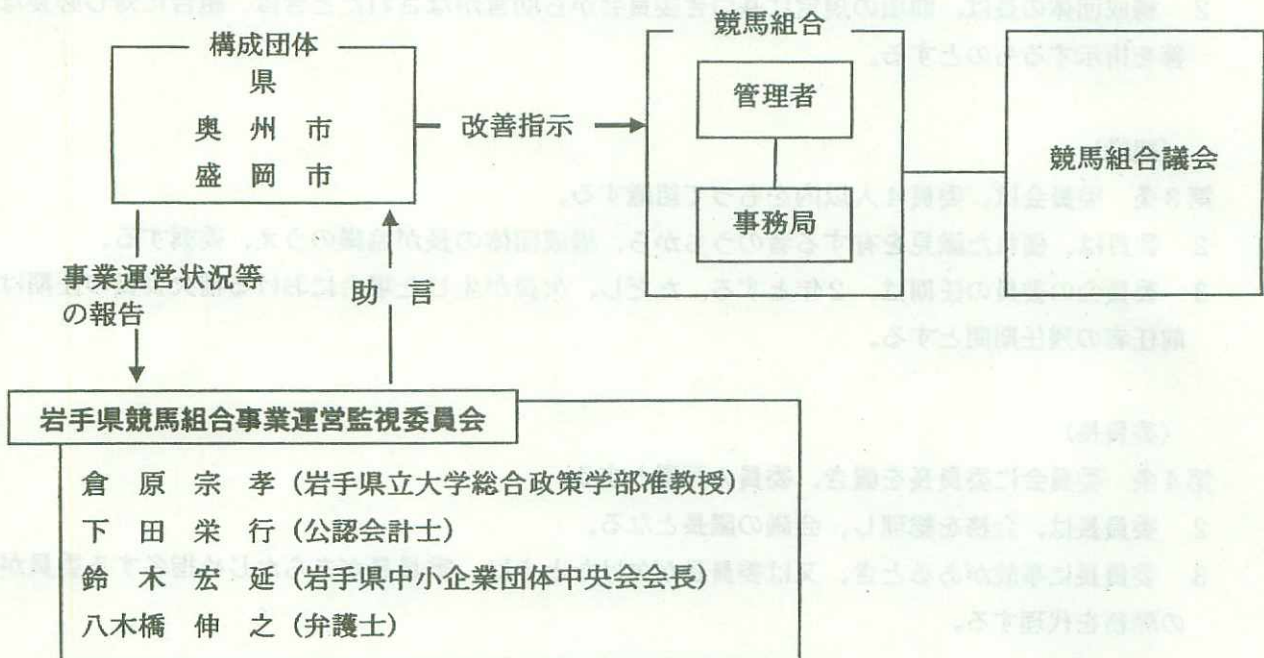
### 1 設置目的

競馬組合の運営上生じた経営悪化や累積債務の拡大のような問題が、今後、発生しないよう、法律・経営等の分野の専門的な立場から、① 過去に発生した諸問題を検証するとともに、② 競馬組合の適正な運営の確保を図るため調査・助言を行うことを目的として、競馬組合の構成団体（岩手県、奥州市及び盛岡市）が設置。

#### (注) 検証の視点

経営悪化、累積債務拡大に至る経過やその時々競馬組合の対応について、地方自治法等の法令に照らして、違法・不当な部分があったかどうかを含めて、問題の具体的な原因等を検証し、その検証結果を、今後の競馬組合の適正・的確な運営に生かすとの視点で取組む。

### 2 委員会の位置づけ



### 3 年間スケジュール

開催時期	内 容	
	経営悪化と累積債務拡大についての検証	事業運営についての助言
19年4月	論点の整理	19年度計画の調査
5月	論点に関する調査・分析	事業運営状況等の報告、助言
6月	”	”
7月	検証、助言のとりまとめ	”
8月		”
11月		”
20年1月		”



## 岩手県競馬組合事業運営監視委員会要綱

### (目的)

第1条 岩手県競馬組合(以下「組合」という。)の適正な事業運営の確保と「新しい岩手県競馬組合改革計画」(平成18年11月20日組合策定)の着実な推進を図るため、岩手県競馬組合事業運営監視委員会(以下「委員会」という。)を置く。

### (所掌)

第2条 委員会は、次の事項を調査審議し、組合を組織する地方公共団体(以下「構成団体」という。)の長に対し助言を行うものとする。

- (1) 組合の経営悪化及び累積債務の拡大についての検証に関すること。
- (2) 組合の事業運営に関すること。
- (3) その他必要と認められる事項に関すること。

2 構成団体の長は、前項の規定に基づき委員会から助言がなされたときは、組合に対し必要な改善を指示するものとする。

### (組織)

第3条 委員会は、委員4人以内をもって組織する。

- 2 委員は、優れた識見を有する者のうちから、構成団体の長が協議のうえ、委嘱する。
- 3 委員会の委員の任期は、2年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選とする。

- 2 委員長は、会務を総理し、会議の議長となる。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

### (会議)

第5条 委員会の招集は、構成団体の長が協議のうえ、岩手県知事が行う。

2 委員会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

### (意見の聴取)

第6条 委員会は、必要に応じて関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は必要な書類の提出を求めることができる。

### (秘密を守る義務)

第7条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならないものとする。その職を退いた後も同様とする。

(会議の公開)

第8条 委員会の会議は、原則として公開とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に該当する場合には、委員長が委員会に諮って、これを非公開とすることができる。

- (1) 情報公開条例（平成10年岩手県条例第49号）第7条第1項各号、奥州市情報公開条例（平成18年奥州市条例第17号）第7条各号及び盛岡市情報公開条例（平成12年盛岡市条例第51号）第7条各号に掲げる情報に該当すると認められる事項について調査審議する場合
- (2) 当該会議を公開することにより、公正かつ円滑な議事運営に著しい支障を生ずることが明らかに予想される場合

(傍聴人に対する指示)

第9条 委員長は、傍聴人に対し、必要な指示をすることができる。

(運営経費の負担)

第10条 委員会の運営に要する経費については、別に定めるところにより、構成団体が負担する。

(庶務)

第11条 委員会の庶務は、岩手県農林水産部農林水産企画室において処理する。

(補則)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成19年4月25日から実施する。